令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）
ワークショップ運営業務委託仕様書

１　業務名

令和８年度久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）ワークショップ運営業務委託

２　目的

この事業は、児童福祉法第６条の２第２項に規定する小児慢性特定疾病児童等※（以下「小慢児童等」という。）が相互に又はボランティア等と交流することで、情報の共有を図るとともにコミュニケーション能力の向上や社会性を育み、もって小慢児童等の自立促進を図ることを目的とする。

同時に、同行する保護者や「きょうだい児」を含めた家族全員が等しく参加できる環境を整えることで、家族全体の心理的負担の軽減を図る。また、当事者家族が一堂に会する場において「相互交流」や情報交換を促進し、地域における孤立防止と、当事者間のピアサポート（支え合い）の関係性を構築する。

３　履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　委託金額（上限）

３６３，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

５　実施概要

（１）実施時期：令和９年２月から３月上旬の間の１日（土曜日又は日曜日）

（２）実施場所：本市内施設（※市と協議のうえ決定する。会場費は市が負担する。）

（３）参加対象：本市内に居住する小児慢性特定疾病児童等とその家族
（きょうだい児の同伴を推奨する）

（４）参加人数：患児５～８名程度（およびその保護者・きょうだい児等の家族）

６　業務内容

（１）相互交流を目的としたワークショップの企画・運営

ア　患児が主役となり、病気や体調の制約があっても安全に楽しむことができるプログラム（工作、アート、音楽、簡単な体験型アクティビティなど）を企画・実施すること。

イ　プログラム進行において、単なる作業にとどまらず、参加者間の「相互交流」が自然に生まれるようなグループワークや進行の工夫を行うこと。

（2）「きょうだい児」及び家族全体への配慮・支援

ア　患児の「きょうだい児」も同様に達成感や楽しさを得られるよう、さりげない声かけや役割分担を行い、疎外感を持たせないファシリテーションを行うこと。

イ　保護者が安心して患児やきょうだい児を見守り、家族全員がリフレッシュできる温和な雰囲気づくりを行うこと。

（3）家族（保護者）間のピアサポート促進

ア　同行した保護者同士が、日頃の悩み（患児への関わり方、きょうだい児への配慮、地域生活での課題等）や情報（医療、福祉サービス、教育等）を共有し合えるよう、意図的な動線配置や交流時間を設けること。

（4）安全管理及び医療・福祉的配慮

ア　患児の体調変化に対応できるよう、看護師等の専門知識を有するスタッフを最低１名配置すること。

イ　事前に市から共有される参加児の配慮事項（アレルギー、身体的制限、医療的ケア等）を把握し、安全な運営体制を敷くこと。

（5）打合せの実施

契約締結後、実施計画の策定、プログラムの詳細決定等のため、市担当者と必要に応じた打合せ（オンラインを含む）を行うこと。

（6）実績報告書の作成

業務終了後、速やかに次に掲げる成果物を市に提出すること。

7　成果物（実績報告書）

（1）業務実績報告書（実施日時、場所、参加人数、プログラム内容、実施状況等を記載したもの。きょうだい児の参加実績、および相互交流の具体的な様子を含む）

（2）イベント当日の様子がわかる写真（プライバシーに配慮した処理を行うこと）

（3）参加者へのアンケート集計結果及び分析（相互交流やピアサポートに関する項目を含めること）

8　市と受託者の役割分担

（1）市が実施する業務

ア　事業の周知、参加者の募集及び決定、参加者名簿の作成

イ　開催会場の確保及び会場費の負担

（2）受託者が実施する業務

ア　相互交流ワークショップの企画・立案、案内チラシの作成、当日運営

イ　当日のスタッフ配置（受付、進行役、ファシリテーター、安全管理要員、きょうだい児ケア要員等）

ウ　実績報告書の作成・提出

9　個人情報の保護及び守秘義務

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た参加者の個人情報及び業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

１０　その他

本仕様書に定めのない事項、又は本業務の履行において疑義が生じたときは、市と受託者双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。